

昭島市告示第164号

昭島市税賦課徴収条例（昭和29年昭島市条例第5号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を延長する件（令和6年昭島市告示第29号）において別に定めることとされている期日について、次のように指定する。

令和 8年 5月22日

昭島市長 白井伸介



市税の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者については、当該市税の納期限等が令和6年1月1日から令和8年6月29日までの間に到来するものについて、令和8年6月30日とする。

指 定 地 域
富山県、石川県